

第2回下野市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 程 令和3年8月5日(木)～令和3年8月17日(火)

2. 協議委員

- (1) 被保険者代表
- | | | | |
|--------|----|-------|----|
| 伊澤 美智江 | 委員 | 稲見 郁夫 | 委員 |
| 九鬼 真澄 | 委員 | 岡田 利 | 委員 |
| 須崎 よしえ | 委員 | | |
- (2) 保険医又は保険薬剤師代表
- | | | | |
|-------|----|------|----|
| 高橋 康子 | 委員 | 富山 剛 | 委員 |
| 内藤 文明 | 委員 | 野口 徹 | 委員 |
| 鈴木 玉枝 | 委員 | | |
- (3) 公益代表
- | | | | |
|--------|----|-------|----|
| 貝木 幸男 | 委員 | 磯辺 香代 | 委員 |
| 吉永 希代子 | 委員 | 渡邊 欣宥 | 委員 |
| 金清 隆純 | 委員 | | |
- (4) 被用者保険等保険者代表
- | | | | |
|-------|----|--------|----|
| 吉田 恵子 | 委員 | 遠藤 正三郎 | 委員 |
| 山下 祐治 | 委員 | | |

(以上18名)

3. 協議事項

(1) 議案第1号

令和2年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

(2) 議案第2号

令和3年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

(3) 議案第3号

【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについて

4. 協議結果

協議事項の賛否について、書面により意見を求めたところ、委員全員が賛成であったことから原案どおり承認。

5. その他

委員からの意見(別紙参照)

第2回下野市国民健康保険運営協議会 委員意見について

【意見1】 稲見郁夫委員より

これは永久的課題かもしれませんが、公平負担と経済的弱者のサポートをどう達成するかがとても重要ではないかと思えます。

【回答】

下野市では国民健康保険税の賦課方式に3方式を採用しています。前年の所得に応じた“所得割”、世帯の国保加入人数による“均等割”、一世帯あたりに定額で課税する“平等割”です。これらで国民健康保険税が計算され、かつ低所得者については軽減制度（7・5・2割軽減）もあります。また、非自発的失業者には国民健康保険税が軽減される制度もあり、公平負担と経済的弱者への負担減に努めています。

令和4年度からの国民健康保険税について、委員の皆様からご意見を頂戴しながら慎重に検討していきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

【意見2】 鈴木玉枝委員より

検討課題に於いてのなかで基金保有額が約9億2千万円。これは令和2年度の残高で資料1-4をみると平成30年度より多くなっています。基金保有額はどの程度あれば十分なのでしょう。

【回答】

財政調整金につきましては、新型インフルエンザなどの感染症による保険給付費の急激な増加や、災害などの不測の事態に対応するため、ある程度の金額を確保しておく必要があるとされております。

その適正額については、国より明確な数値が定められているわけではありませんが、保険給付費（過去3年間の平均）の5%程度と言われており、本市で算定しますと保険給付費約34億円の5%で約1億7千万円となります。また、保険給付費の1ヶ月分とも言われることもあり、その場合ですと約2億8千万円となります。

現在の基金保有額は約9億2千万円となっており、不測の事態等への対応には十分と思われれますが、コロナ禍における税収入の状況、被保険者の減少傾向、県へ支払うべき事業費納付金、令和4年4月から施行予定の就学児の均等割保険料の5割軽減などを踏まえ、基金の取り扱いに関しては慎重に検討をしていく必要があると思われれます。

【意見 3】 鈴木玉枝委員より

昨年からのコロナ禍で医療機関に受診する回数が減ったりまた薬の処方される期間が長くなっていることもあります。その結果医療機関に支払われる診察代、調剤代の額は減っていると思われませんが、いかがでしょうか。

【回答】

別紙参考資料は令和元年4月から令和3年3月まで（令和元年度及び2年度）の下野市国民健康保険加入者の医療費の状況をまとめたものになります。

第1回緊急事態宣言が令和2年4月から5月にあり、その期間については令和元年と比較して大幅に件数と費用額が減少しています。また、第2回目の緊急事態宣言期間にかけても受診控えが発生している状況と見受けられます。

令和2年度を通してみると“調剤の費用額”のみ前年比増となっており、ほかの入院外来、歯科等については件数・費用額ともに前年比減となっています。月毎に見てもおおむね前年比減ですが、緊急事態宣言期間明け等は受診が回復している（前年比増）月もあります。

【意見 4】 九鬼真澄委員より

令和2年度は安定した財政運営状況であったと読み、一市民として安心です。令和3年度は昨年より新型コロナ感染がおさまらず補正予算で増額補正する項目が多い現状。しかも被保険者数が減少し、伴って国民健康保険税収入が減少している下野市。生活するうえで異常事態の今、国民健康保険税が上がるのは仕方がない事と思います。

【意見 5】 貝木幸男委員より

長引くコロナの影響で税収入が減少してくるのは致し方なく、逆に医療費が増えるのも致し方ないかと思えます。まだこれからのコロナの状況も見ていながら国保が健全に進んでいけるよう、保険税の改正もやむを得ないと思えます。ただ、基金が約9億2千万あるのなら早急に決めるのではなく、令和4年度の税収、コロナの状況もよく見て決めていくべきかと思えます。

【回答】

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給やコロナ禍の影響による失業者に対する国民健康保険税の減免等施策を行っています。新型コロナウイルス感染症による支出増・減収については国庫補助金で補える部分もありますが、いつまで支給されるか先行きは不透明です。

令和4年度からの国民健康保険税について、少子高齢化による被保険者数の減、医療費の増だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響も鑑みながら、次回の運営協議会以降において皆様の意見を頂戴しながら検討を進めていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いたします。